

令和4年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I 次の文章の空欄（ア）～（オ）にあてはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：20 点）

民事訴訟において当事者とは、自己の名において訴え、または訴えられることにより、判決の名宛人となる者をいい、形式的当事者概念が採用されている。管轄、裁判官の除斥原因、手続の中断は、誰が当事者であるかに基づいて判断される。民事訴訟において当事者となることのできる一般的な資格である（ア）や訴訟物たる実体法上の権利義務について当事者として訴訟を進行して本案判決を求める資格である（イ）の判断も、誰が当事者であるかが前提となる。当事者を確定する基準については諸説が対立するが、通説の地位を占めてきたのは、訴状の記載を基準とする（ウ）である。

当事者には、訴訟手続において、主張や証拠を提出する権利や期日の呼出しを受ける権利などのさまざまな権利が認められる。それらの権利は、講学上、総称して（エ）と呼ばれている。処分権主義の下で審判の対象を定める権利や（オ）の下で判決の基礎となる資料を限定する権利も（エ）に含まれる。

- II ①間接事実、②補助事実の内容について、それぞれ 1 行で説明しなさい。

（配点：10 点）

- III 裁判上の自白の定義とその効果について、5 行程度で説明しなさい。

（配点：20 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I 次の文章の空欄ア～サに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～④に当てはまる最も適切な刑事訴訟法の条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号、本文・ただし書、前段・後段まで特定すること。）。空欄エ、オ、カ、キについては、（ ）内に示された二つの語句のうちから適切な方を選択して答えなさい。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

搜索の対象は、「被疑者の身体、物又は住居その他の場所」（①）である。搜索差押許可状には、「搜索すべき場所、身体若しくは物」を記載する（②）。

搜索対象として（ア）の記載があれば、その（ア）にある（イ）については記載する必要がある。（イ）に対する法益侵害は、（ア）に対する侵害に包摂されていると一般に考えられているからである。（ア）と（ウ）では侵害法益が異なる。（ア）のみが記載されている搜索許可状で（ウ）を搜索することが、原則としては（エ：できる・できない）。

覚せい剤取締法違反被疑事件について、マンションの居室を搜索対象とする許可状に基づき搜索を開始し、その部屋の住人が抱え込んでいたボストンバッグを、強制的に取り上げて、その中を搜索したという事案につき、最高裁は、この搜索行為を（オ：適法・違法）とした。

搜索現場にたまたま居合わせた人が自分のバッグを抱えていた場合、通常、搜索許可状で許可されたその部屋に対する法益侵害は、そのバッグにまで（カ：及ぶ・及ばない）。したがって、搜索が（キ：できる・できない）。元々その部屋にあった（イ）を、その居合わせた人が搜索の邪魔をしようとして抱え込んだという場合、そのバッグの搜索は、その部屋の搜索の一部と考えられる。したがって、（ア）に対する搜索（ク）として、あるいはその搜索に（ケ）として、バッグを取り上げることが（コ：できる・できない）。搜索差押許可状の差押え対象物に、ポケットに隠すことができる覚せい剤やメモ等が含まれていて、ポケットの中に部屋にあった何かを隠した場合も、同様に考えることができよう。しかし、女性が身につけているブラジャーの中にそれを隠したという場合は、少なくとも（ウ）に

対する搜索許可状が別途必要だといわれる。(ウ)に対する搜索許可状では、急速を要する場合には成年の女子を立ち会わせなくともよい(③)、女性の保護に欠けるとして、成年の女子または医師の立会いが不可欠な(④)身体検査令状が必要だ、という考え方もあり得るかもしれない。ただこの場合には、法に直接の規定がないが、搜索のための(サ)としての身体検査を認めることになる。

Ⅱ 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点：20点)

- 1 縮小認定と訴因変更(8行)
- 2 自白の証拠能力に関する虚偽排除説と人権擁護説(5行)

[このページは空白です。]